

川俣町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和5年3月1日発行 No. 41

【連絡先:川俣町役場 024-566-2111】

新型コロナウイルスワクチン接種について 【問合せ先:保健福祉課健康増進係 内線2201】

対象となる方へは、接種券を送付しています。

不明な点がございましたら、コールセンターへお問い合わせください。

現在の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、**令和5年3月31日で終了**の予定です。

国は、4月以降の接種について方針を示すとしています。

【オミクロン株対応ワクチン接種の接種券について】

- ワクチン接種は、接種券が無い場合は接種できません。
- 3回目、4回目および5回目接種の時に接種券が届いていたが、接種をしなかったで手元に接種券がある方は、その接種券を使用して接種しますので、接種を希望の方はコールセンターで予約をしてください。
- まだ接種券が届いていない、失くしてしまった、などで接種券が無い場合は、再発行しますので、保健福祉課健康増進係へご連絡ください。

【ワクチン接種の予約、キャンセル、変更について】

- コールセンターへご連絡ください。

コールセンター 024-597-6321 午前8時30分～午後5時（土日祝日を除く）

新型コロナとインフルエンザは同時流行しています 【問合せ先:保健福祉課健康増進係 内線2201】

新型コロナとインフルエンザの対策は同じです。

発熱などの症状がある方は、まずはかかりつけ医等の身近な医療機関に電話で相談してから、受診してください。かかりつけ医がいない場合やどこに相談してよいかわからない場合は、「受診・相談センター」（電話0120-567-747 ※毎日24時間対応）にご相談ください。

検査キット・解熱鎮痛剤等の準備を

- ✓ 新型コロナ抗原定性検査キット
「体外診断用医薬品」または「第1類医薬品」と表示されているキットを使用してください。
- ✓ 解熱鎮痛剤
- ✓ 日持ちする食料（ゼリーなど体調がすぐれない時でも食べやすいもの、5～7日分を目安に）

注意!

検査キットや、解熱鎮痛剤の購入にあたっては、薬剤師等にご相談ください。



ほかの人に感染させてしまう可能性がある期間

- ◇ 新型コロナウイルス：発症の2日前から発症後7日～10日間程度とされています。
- ◇ インフルエンザ：発症の前日から発症後3日～7日間とされています。

療養等の期間

- ◇ 新型コロナウイルス
症状のある方は発症日から7日間。ただし、症状の軽快が7日目以降となった場合は、症状が軽快した日の翌日（24時間経過）まで延長となります。症状の無い方は検体採取時に無症状、かつ療養中も症状が無い場合は、検体採取日を0日として7日間です。

（7日目以降も10日目頃までは、ほかの人に感染させてしまう可能性があります。）

※ 濃厚接触者は、陽性者との最終接触日から5日間です。

- ◇ インフルエンザ
発症した後5日間を経過し、かつ解熱した後2日間を経過するまでです。
（7日間は、注意しましょう。）

マスク着用は個人の判断が基本となります
【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが
令和5年3月13日から

マスク着用は個人の判断が基本となります。

※学校におけるマスク着用の考え方の見直しは4月1日から適用になります。

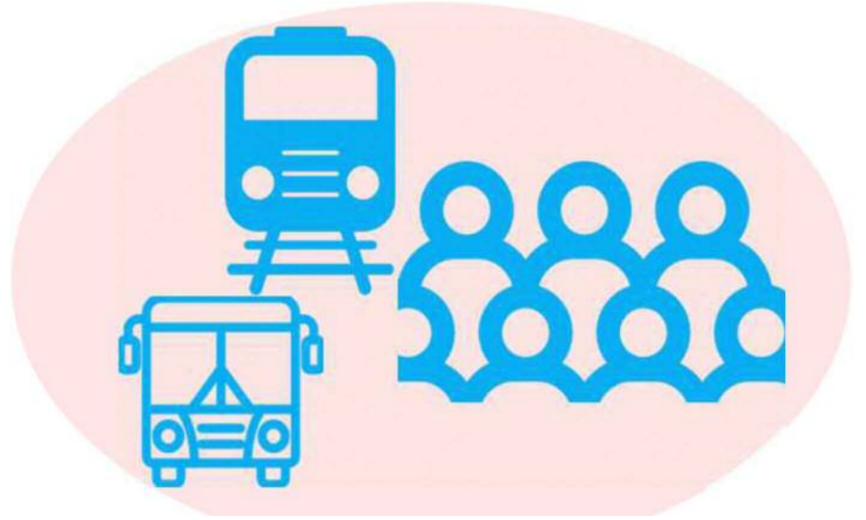
ただし、以下のような場合には注意しましょう。

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう。



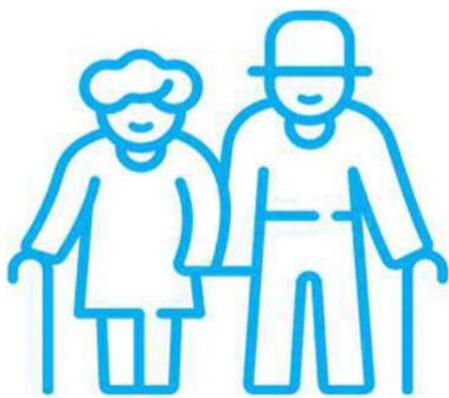
受診時や医療機関・高齢者施設
などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です。



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります。